



鳥取県公報

令和元年7月5日(金)
第9116号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針の一部改正(122)(県民参画協働課)・・・2 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (2件)(123・124)(福祉監査指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 鳥獣捕獲等事業の変更の認定(125)(緑豊かな自然課)・・・・・・・・・・・・・・4 物品売払代金の徴収事務の委託(126)(畜産試験場)・・・・・・・・・・・・・・4 開発行為に関する工事の完了(127)(西部総合事務所生活環境局)・・・・・・・・4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集(15)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正(16)・・・・・・・・5
◇ 公 告	都市計画の変更案の縦覧(2件)(技術企画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催(警察本部生活環境課)・・・・・・・・7 警備員指導教育責任者講習の実施(〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定(教育委員会事務局教育環境課)・・・・・・・・・・・・10

告 示

鳥取県告示第122号

平成12年鳥取県告示第218号（審議会等の会議の公開に関し準拠すべき指針について）の一部を次のように改正し、令和元年7月5日から施行する。

令和元年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1～5 略</p> <p>6 会議開催の周知</p> <p>審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項について<u>県民参画協働課</u>、中部総合事務所地域振興局並びに西部総合事務所地域振興局及び日野振興センター日野振興局（以下「<u>県民参画協働課等</u>」という。）において閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～（8）略</p> <p>7 会議録及び会議資料の公開</p> <p>（1） 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を<u>県民参画協働課等</u>及び担当課で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。</p> <p>（2） 略</p> <p>8 審議会等調書の作成及び公開</p> <p>（1） 実施機関は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠及び事務の内容を記載した資料（以下「<u>審議会等調書</u>」という。）を作成し、同月15日までに<u>地域づくり推進部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（2） 実施機関は、年度途中で新たに審議会等を設置した場合は、速やかに審議会等調書を作成し、<u>地域づくり推進部長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（3） （1）又は（2）により提出された審議会等調書は、<u>県民参画協働課等</u>で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。</p> <p>9・10 略</p>	<p>1～5 略</p> <p>6 会議開催の周知</p> <p>審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項について<u>県民課</u>、中部総合事務所地域振興局並びに西部総合事務所地域振興局及び日野振興センター日野振興局（以下「<u>県民課等</u>」という。）において閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページ（以下「とりネット」という。）への掲載その他の方法により県民及び報道機関に対する周知に努めなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときその他やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～（8）略</p> <p>7 会議録及び会議資料の公開</p> <p>（1） 審議会等は、公開した会議の終了後、速やかに、会議録及び会議資料を<u>県民課等</u>及び担当課で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。</p> <p>（2） 略</p> <p>8 審議会等調書の作成及び公開</p> <p>（1） 実施機関は、毎年4月1日現在における審議会等の名称、設置根拠及び事務の内容を記載した資料（以下「<u>審議会等調書</u>」という。）を作成し、同月15日までに<u>未来づくり推進局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（2） 実施機関は、年度途中で新たに審議会等を設置した場合は、速やかに審議会等調書を作成し、<u>未来づくり推進局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（3） （1）又は（2）により提出された審議会等調書は、<u>県民課等</u>で閲覧に供するとともに、とりネットに掲載するものとする。</p> <p>9・10 略</p>

鳥取県告示第123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町大字若桜1247-1	社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町大字若桜1247-1	訪問入浴介護	平成26年3月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町大字若桜1247-1	社会福祉法人若桜町社会福祉協議会	八頭郡若桜町大字若桜1247-1	介護予防訪問入浴介護	平成26年3月31日

鳥取県告示第124号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和元年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人日野町社会福祉協議会	日野郡日野町黒坂1247-1	社会福祉法人日野町社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	日野郡日野町根雨899-1	訪問介護	平成19年9月30日
〃	〃	社会福祉法人日野町社会福祉協議会 指定通所介護事業所	〃	通所介護	〃

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日

社会福祉法人日野郡日野町黒坂1247-1 野町社会福祉協議会	社会福祉法人日野町社会福祉協議会 住宅介護支援事業所	日野郡日野町根雨899-1	平成19年6月30日
-----------------------------------	-------------------------------	---------------	------------

鳥取県告示第125号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行ったので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	変更の内容	変更年月日
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目413	柴垣 信司	捕獲従事者の追加	令和元年6月21日

鳥取県告示第126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年7月5日

鳥取県畜産試験場長 安 藤 功

1 委託の相手

J A全農ミートフーズ株式会社
 J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
 鳥取いなば農業協同組合
 全国農業協同組合連合会鳥取県本部
 鳥取県畜産農業協同組合
 大山乳業農業協同組合

2 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

鳥取県告示第127号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和元年7月5日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

1 開発許可の年月日及び番号

令和元年6月20日 鳥取県指令第201900073727号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市芝町字上横枕

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市芝町1064

有限会社道田建設 代表取締役社長 道田 利明

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第15号**

令和元年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年7月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 令和元年7月9日（火） 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 令和元年7月21日執行の第25回参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙における候補者届出について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第16号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和元年7月5日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
社会医療法人明和 会医療福祉センタ ー渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	社会医療法人明和 会医療福祉センタ ー渡辺病院	鳥取市東町三丁目307
社会医療法人明和 会医療福祉センタ ー渡辺病院介護医 療院センチナリア ンハウス	”		
略		略	
社会医療法人明和 会医療福祉センタ ーウェルフェア北 園渡辺病院	鳥取市覚寺181	社会医療法人明和 会医療福祉センタ ーウェルフェア北 園渡辺病院	鳥取市覚寺181
社会医療法人明和 会医療福祉センタ ーウェルフェア北 園渡辺病院介護医 療院カメラハウス	”		
社会医療法人明和 会医療福祉センタ ーウェルフェア北 園渡辺病院介護医	”		

療院マグノリアハ ウス			
略		略	
2～4 略		2～4 略	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
羽合都市計画道路3・3・1号倉吉羽合線
羽合都市計画道路3・6・1号倉吉羽合線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 羽合都市計画道路3・3・1号倉吉羽合線
削除する部分
東伯郡湯梨浜町大字田後
 - (2) 羽合都市計画道路3・6・1号倉吉羽合線
追加する部分
東伯郡湯梨浜町大字田後及びはわい長瀬
東伯郡北栄町江北
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び湯梨浜町建設水道課（湯梨浜町大字久留19-1）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和元年7月5日から同月19日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年7月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画、三朝都市計画及び北条都市計画天神川流域下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域
東伯郡湯梨浜町はわい長瀬
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び湯梨浜町建設水道課（湯梨浜町大字久留19-1）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和元年7月5日から同月19日まで

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和元年7月5日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和元年8月4日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	6人
令和元年8月13日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和元年8月26日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和元年8月6日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和元年8月20日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和元年8月27日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和元年8月27日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,300円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年7月5日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 講習の区分

- ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	令和元年9月17日（火）	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和元年9月18日（水）、同月19日（木）、同月24日（火）及び同月25日（水）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和元年9月20日（金）	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和元年9月26日（木）	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和元年9月20日（金）	午前11時から午後5時10分まで
		令和元年9月24日（火）及び同月25日（水）	午前8時30分から午後5時10分まで
2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	令和元年9月17日（火）	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和元年9月18日（水）、同月19日（木）及び同月25日（水）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和元年9月24日（火）	午後1時20分から午後5時10分まで

4号警備業務	追加取得講習	令和元年9月26日(木)	午前8時30分から午後2時まで
		令和元年9月24日(火)	午後0時50分から午後5時10分まで
		令和元年9月25日(水)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和元年9月26日(木)	午前8時30分から午後2時まで
	新規取得講習	令和元年9月17日(火)	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和元年9月18日(水)及び 同月19日(木)	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和元年9月20日(金)	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和元年9月24日(火)	午前8時30分から午前11時20分まで
		令和元年9月26日(木)	午前8時30分から午後2時まで
		追加取得講習	令和元年9月20日(金)
令和元年9月24日(火)	午前8時30分から午前11時20分まで		
令和元年9月26日(木)	午前8時30分から午後2時まで		

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名程度
- (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名程度

5 講習事項

(1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
- イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
- ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込書の受付期間

令和元年7月29日（月）から同年8月2日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(5)までのいずれかの書面

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

11 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鳥取県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習終了後に修了考査を行う。
- (3) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (4) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年7月5日

鳥取県立鳥取湖陵高等学校長 濱 崎 公 嗣

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立鳥取湖陵高等学校コンピュータ実習室2ほか2室パソコン等 一式
- 2 契約方式 随意契約
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年5月30日
- 4 契約の相手方の名称及び 富士通リース株式会社中国支店

- 所在地 広島県広島市中区紙屋町一丁目2-22
- 5 契 約 金 額 79,994,152円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付し落札者がいないため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
- 7 契約事務担当部局の名称 鳥取県立鳥取湖陵高等学校
及び所在地 鳥取市湖山町北三丁目250